

## 自己点検表（例示）

別紙

確認事項		確認年月日	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・
貯 藏 設 備	保 管 庫	カギの設備						
		常時施錠						
		「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字						
		壁への固定						
		飛散・流出防止対策						
		他の物との区別						
		転倒防止						
改修・異常事態発生時の確認								
容器 の チ エ ツ ク	「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字							
	その他の表示							
	運搬容器の基準に適合しているか							
	容器の異常はないか							
応 急 の 措 置	取扱品目についての応急の措置を定めているか							
	応急措置に必要な設備・器材の配備・訓練がなされているか							
廃 棄	廃棄は適正か							
管理 簿	使用量、在庫量は適正か							
確認 印	担当者（印）							
	責任者（印）							

※本資料は、東京都作成資料を研究資料として再度入力したものであり、表の規格、図表の大きさ等が若干異なる。

## 医療機関での毒劇物の安全な取扱いにむけて

### —病棟・外来での使用にあたっての注意点—

平成 14 年度 厚生労働科学研究費補助金（医療技術評価総合研究事業）  
「医療及び療養環境で使われる諸物品の安全性の問題についての研究」<sup>1)</sup>

主任研究者 三宅祥三 武藏野赤十字病院院長

医療機関では、人体に影響のある様々な物質を取り扱っており、毒劇物等の本来人体に使用されない物質が誤って人体に用いられる事故が発生しています。これらの事故の発生防止のために、本研究の結果<sup>1)</sup>および関連法規をふまえて医療機関の病棟・外来における毒劇物の管理体制について 7 つの点検項目を示しましたので、職場に掲示し、点検に活用してください。

#### 【毒劇物について】

毒劇物とは、一般的には、飲んだり蒸気などとして吸入したり、皮膚や目に触れた場合に比較的小量で人体に危害を与えるものをいいます。毒物と劇物の違いはその毒性の強弱の差であり、毒物は劇物よりも毒性が強いものをいいます。

毒劇物に該当する物質は「毒物及び劇物取締法」で定められています。

医療機関内で用いられる毒劇物の 1 回の使用量でも誤って人体に用いられると極めて危険な状態になることがありますので注意が必要です。

特に、病棟・外来で用いられていることが多い毒劇物は次のものです。

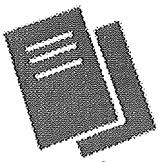
アジ化ナトリウム（毒物）	： 蔡尿検査の防腐剤
ホルムアルデヒド（劇物） （ホルマリン）	： 臓器などの検体保存、器具の消毒
塩酸（劇物）	： 蔡尿検査の添加剤
トルエン（劇物）	： 蔡尿検査の防腐剤

※尚、毒薬・劇薬とは医薬品（疾病的診断、治療又は予防に使用されることが目的とされる物）であつて、毒物・劇物とは異なります。

●毒劇物の取扱いについて不明のことがあれば各都道府県薬務主管課にお問い合わせ下さい。

# 医療機関における毒劇物の管理に関する点検項目

～特に病棟・外来での毒劇物使用にあたって～



## □ 1. 医療機関内に毒劇物を管理する組織がある。

○毒劇物を取り扱う施設では、毒劇物に関する事故防止のため、毒劇物管理委員会を設置したり、施設全体の毒劇物の管理について総括的に管理、監督する責任者（総括責任者）、更に総括責任者のもとに各病棟・外来において毒劇物の管理を行う責任者を設置し、毒劇物を適切に取り扱うための管理体制を整備している。毒劇物管理委員会では施設内の毒劇物の取り扱いだけでなく、より毒性の低い代替物の使用についても検討しましょう。

## □ 2. 使用する毒劇物の取扱いに関するマニュアルを作成・配布している。

○毒劇物管理委員会で決定した施設内での毒劇物の取扱い方法、販売業者から提供される、個々の毒劇物についてのM S D S（化学物質安全性データシート）等を参考にマニュアルを作成・配布している。

## □ 3. 毒劇物の容器に適切な表示がされている。

○毒劇物が入っている容器には毒物の場合「医薬用外毒物」、劇物の場合「医薬用外劇物」の表示をしている。

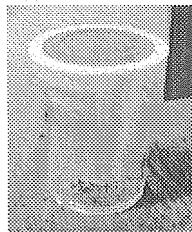
表示方法



医薬用外劇物

赤地に白色で「毒物」の文字

白地に赤色で劇物の文字



○毒劇物が入っている容器には毒劇物の名称を表示している。  
(毒劇物は無色透明な液体・粉末が多く、表示のないものは医薬品と誤認する危険性があります)

容器に表示がないと危険！

## □ 4. 1回の使用に必要な量ごとに毒劇物が払い出されている。

○検査などで使う毒劇物の1回の量は少量のため、検査部等の毒劇物の保管場所から払い出す時に、使用量を小分けした容器で払い出している。(病棟や外来などで小分けしない)

## □ 5. 毒劇物は適切に保管されている。

□保管場所に毒物の場合「医薬用外 毒物」劇物の場合「医薬用外 劇物」の表示をしている。

□患者の目に触れることのない鍵付きの場所に保管し、使用時以外は施錠している。

□医薬品とは別の毒劇物専用の場所に保管している。

□病棟・外来における毒劇物の有無について定期的に点検している。

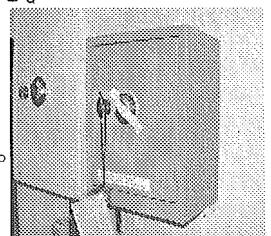
\*点滴等の薬品と同じ棚に保管しないようにしましょう。

\*病棟・外来の処置室等患者が立ち入る場所に毒劇物を置かないようにしましょう。

\*ナースステーション内であっても鍵のかからない場所に保管しないようにしましょう。

(高齢者、小児などが誤って服用してしまうことがあります)

\*使用頻度の低い毒劇物は病棟・外来に常時置かないようにしましょう。



毒劇物専用の鍵つきの  
保管場所

## □ 6. 毒劇物の使用量等を記録している。

○毒劇物の紛失等による事故防止のため、検査室等の管理部門では、保管されている毒劇物の在庫量、払い出し等の記録、病棟・外来では各病棟・外来で一時的に保管されている毒劇物の在庫量、使用量、使用目的等を記録している。

○伝票等による払い出しを行っている。

## □ 7. 使用しなかった毒劇物は、管理部門へ返却している。

\*毒劇物を安易に破棄することは環境汚染や様々な事故の原因となります。

## 研究体制

本調査研究においては、以下のようなメンバーからなる研究班を設置し、検討にあたった。

### <主任研究者>

武藏野赤十字病院 院長 三宅 祥三

### <研究協力者>（五十音順）

財団法人 天誠会 老人保健施設 小金井あんず苑 施設長 天野 久美子  
国立保健医療科学院 施設科学部長 篠淳夫  
武藏野赤十字病院 看護部長 高橋 高美  
日本大学医学部附属板橋病院 臨床検査部 技術長補佐 高橋 勝幸  
日本赤十字社医療センター 助産係長 田母神 裕美  
社団法人 日本医療法人協会 理事 土谷晋一郎  
聖路加国際病院 リスクマネージャー、ナースマネージャー 寺井 美峰子  
武藏野赤十字病院 薬剤部 副部長 堀 治  
NTT 東日本関東病院 看護婦長 堀川慶子  
日本大学医学部附属板橋病院 看護師長 松月 みどり  
社団法人 日本看護協会 看護研修学校重症集中ケア学科 講師 道又 元裕  
早稲田大学 理工学部 経営システム工学科 教授 棟近 雅彦

### <委託先>

U F J 総合研究所 保健医療福祉政策室 室長 兼 主任研究員 野口正人  
U F J 総合研究所 保健医療福祉政策室 研究員 石垣千秋  
U F J 総合研究所 保健医療福祉政策室 研究員 小川美帆